

# 平成29年度乗務員年間教育指導計画

日の丸自動車興業株式会社

	安 全	旅客接遇と接客サービス	生活指導と健康管理	服 務 規 律	車 両・環境保護
4月	・バスを運転する心構え ・春の全国交通安全運動実施 ・新入学児童、歩行者との事故防止 ・事事故例と救護義務徹底	・お客様の保護、誘導について ・サービスエリアでのお客様の対応について	・運動不足は、公休に軽体操や散歩で補う	・定められた制服、ネクタイの着用の徹底 ・酒気帯び運転の絶対禁止 ・宿泊時、アルコール検知器の正しい使用方法の徹底	・構内アイドリングストップ ・緊急時における消防訓練、応急救護 ・正しい日常点検の実施
5月	・運転者の運転適正に応じた安全運転 ・ドラレコによる危険予知トレーニング	・苦情、遺留品の絶滅について ・制服及び身嗜みを整える	・運転中身体に異常を感じた時の処置 ・健康保持は自己責任	・無理の無いレジャー計画と欠勤防止について ・振替等、長期連続勤務の務禁止	・完全整備点検による路上故障の絶無運動 ・燃費向上に関心を持つ
6月	・梅雨期の事故防止対策 ・乗客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項 ・健康管理の重要性 ・事事故例と救護義務徹底	・出発、到着時の挨拶の励行	・定期健康診断の全員受診について	・最大拘束時間の厳守で過労運転防止を	・設備講習会 ・急発進、急加速をしない ・正しい日常点検の実施
7月	・運行経路における道路及び交通の状況 ・事故多発者に対する個人指導 ・夏の交通安全運動実施	・接客、特に言葉使いについて ・サービスエリアでのお客様の対応について	・未受診者の受診及び要精密検査者のその後の対策 ・適正診断実施 ・熱中症の予防、対策	・点呼時アルコール検査の徹底	・エアコンの操作と故障時の対応について ・環境保護の重要性和私達にできること
8月	・ドラレコによる危険予知トレーニング ・異常気象時の対応（台風、集中豪雨） ・健康管理の重要性	・苦情、遺留品の絶滅について	・健康診断、要注意者に対する面接 ・冷房による風邪予防	・休養の取り方について ・酒気を除くには10時間以上の休息が必要	・エンジンオイル、ラジエーターの水、バッテリー液の点検について ・燃費向上に関心を持つ
9月	・秋の全国交通安全運動実施 ・運転者の適性に応じた安全運転指導 ・危険を予測、回避の運転	・接客、特に言葉使いについて ・制服及び身嗜みを整える	・再検査の実施 ・適正診断受診者に対する面接	・始業、終業点呼の重要性和確実な報告 ・宿泊時、アルコール検知器の正しい使用方法の徹底	・車両からのSOS（異音、振動）は速やかに報告 ・メーター類の読み方 ・正しい日常点検の実施
10月	・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらの対処方法 ・バスジャック対応マニュアルの徹底	・苦情、遺留品の絶滅について ・出発、到着時の挨拶の励行	・定期健康診断の全員受診について ・健康診断、要注意者に対する追跡調査	・出庫時間の遵守	・アイドリングストップと地球温暖化について ・完全整備点検による路上故障の絶無運動
11月	・ドラレコによる危険予知トレーニング ・歩行者、二輪車との事故防止 ・健康管理の重要性 ・過労運転の防止	・苦情、遺留品の絶滅について ・制服及び身嗜みを整える	・未受診者の受診及び要精密検査者のその後の対策 ・流行性感染症の防止	・基本法令と運送約款について ・アルコールチェックの徹底	・エコドライブについて ・車庫内暖気運転の短縮 ・正しい日常点検の実施
12月	・点検実施 歩行者との事故防止 ・バスの構造上の特性 ・救護義務の重要性 ・年末年始自動車輸送安全総点検実施	・接客、特に言葉使いについて	・深酒、夜更かしによる健康管理の徹底 ・風邪による体調不良の防止 ・インフルエンザの予防	・休日の有効な取扱い	・スタッドレスタイヤ使用について ・車載備品の衛生管理強化
1月	・年末年始自動車輸送安全総点検実施と反省 ・降積雪期における輸送の安全確保 ・交通安全講習会 ・冬山運行訓練（現地における研修）	・接客、特に言葉使いについて ・制服及び身嗜みを整える	・年始における良い生活設計、年間目標の設定を ・適正診断受診計画の作成	・基本法令について ・点呼時アルコール検査の徹底	・車両の取扱い説明書を今一度読んで取扱いを理解する ・無用アイドリング停止 ・正しい日常点検の実施
2月	・異常気象時の事故防止（交通障害を生じる恐れのある気象、地震情報等の迅速、確実な情報伝達方法の整備について） ・乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	・出発、到着時の挨拶の励行 ・サービスエリアでのお客様の対応について	・適正診断者に対する面接 ・健康管理は自己管理	・最大拘束時間の厳守 ・体調不良による欠勤の防止	・設備講習会 ・非常用具等の総点検 ・環境問題はできることから
3月	・事故防止研究会 ・ドラレコによる危険予知 トレーニング ・安全講習会 ・バスの運行の安全、乗客の安全を確保する為に遵守すること	・梯団運行時における連携 ・接客、特に言葉使いについて	・出番の前日の酒は控えめに	・仮眠室での寝煙草の禁止 ・規則違反と罰則規定 ・運送約款について	・緊急時の実習 ・消火器、発煙筒の取扱いについて ・タイヤ空気圧は適正に

指導主任者指示事項	<p>* 指導主任補助者（教育実施者）の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：乗務員全員の出席を義務付けること。</li> <li>2：毎月実施する教育には責任をもち、教育実施日を決めるとともに、実施の際は、予め万全の計画を練りより効果的に行うこと。</li> <li>3：教育実施後は、所定の様式に従い、個人別教育台帳に確実に記録をすること。 さらに、個別指導の実施の記録も同様とする。</li> <li>4：上記計画の他、右項目は必ず実施すること。</li> </ol>	<p>◎通年で毎月徹底指導する項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>I：運転者に対する指導監督の告示等</li> <li>II：酒気帯び運転の絶対禁止の徹底。</li> <li>III：最大拘束時間厳守と最高乗務距離厳守による過労運転防止の徹底。</li> <li>IV：安全性評価認定制度の推進。</li> </ol> <p>◎毎月適時に実施する項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①：地理、道路事情。</li> <li>②：交通規制の状況。</li> <li>③：苦情事例による再発防止の実務教育。</li> <li>④：事故事例による原因と再発防止対策。</li> <li>⑤：事故警報に指示された事項の徹底。</li> <li>⑥：支局、警察、バス協会等からの周知させるべき事項の徹底。</li> </ol>
-----------	---	---